

【2017年5月26日 国会で可決・成立】

# 『民法改正』が企業の実務・法務に与える影響と留意点

～債権管理・保全、債務負担、契約実務など、特に影響が大きいと予想される「企業取引」に関する見直しについて、ポイントを解説～

- 日 時● 2017年 8月 1日 (火) 13:30～17:00  
●会 場● 東京・麹町『厚生会館』TEL:03-3264-1241

◆開催にあたって

債権・契約に関する規律を抜本的に見直すなど、重要な改正が含まれる「民法の一部を改正する法律」が、2017年5月26日国会で可決・成立しました。本講座では、民法改正の全体像を踏まえた上で、特に企業の実務・法務に大きな影響を与えると予想される、「企業取引」に関する見直しについて、現行法のルールとの違いも含め、ポイントを解説していきます。

■プログラム

- I. 民法改正に関する審議の経過  
II. 民法改正の全体像  
III. 民法改正が企業の実務・法務に与える影響①【債権管理・保全に関連する見直し】  
(1) 保証 個人保証の制限/情報提供義務  
(2) 債権譲渡 譲渡制限特約/「異議をとどめない承諾」制度の廃止  
(3) 消滅時効 時効期間・起算点/時効の完成猶予・更新  
(4) 法定利率 利率の引下げ・変動制の導入/中間利息控除  
IV. 民法改正が企業の実務・法務に与える影響②【契約実務に関連する見直し】  
(1) 定型約款  
(2) 債務不履行による損害賠償・解除  
(3) 売買 目的物が契約不適合の場合の買主の救済手段  
(4) 請負  
(5) 賃貸借  
V. 改正法の時的適用関係

\*最新の情報・動向に基づき、内容を一部変更させていただく場合がございます。

■講 師 西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 有吉 尚哉 氏

【略歴】2001年東京大学法学部卒業、2002年西村総合法律事務所入所。2010年～2011年金融庁総務企画局企業開示課専門官。現在、西村あさひ法律事務所勤務。金融法委員会委員、京都大学法科大学院非常勤講師。主な業務分野は、金融取引、信託取引、金融関連規制等。主な著書として『資産・債権の流動化・証券化【第3版】』（金融財政事情研究会、2016年、共編著）、『FinTech ビジネスと法 25講』（共編著、2016年、商事法務）、『平成26年会社法改正と実務対応【改訂版】』（商事法務、2015年、共著）、『要綱から読み解く債権法改正』（新日本法規、2015年、共編著）、『論点体系 金融商品取引法1・2』（第一法規、2014年、共著）、『最新金融レギュレーション』（商事法務、2009年、共編著）等。論稿多数

●受講料●1名(税込み、資料代込)

正会員	32,400円	本体価格 30,000円
一般	35,640円	本体価格 33,000円

●申込書をFAXいただくか、企業研究会のホームページよりお申込ください。後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

●お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願いいたします。

●最少催行人数に満たない場合、中止とさせていただきますことでもありますので、ご了承ください。

一般社団法人企業研究会

担当：上島 E-mail kamijima@bri.or.jp

〒102-0083 千代田区麹町5-7-2 麹町 M-SQUARE 2F

TEL 03-5215-3516 FAX 03-5215-0951

企業研究会 セミナー事務局宛 FAX 03-5215-0951

171597-0303(※)		2017.08.01	
申込書 『民法改正』が企業の実務・法務に与える影響と留意点			
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			

\*お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内にお送りする際に利用させていただきます。